

# マクセルグループ サプライチェーンCSR調達ガイドライン

2018年12月

マクセルホールディングス株式会社

調達SCM戦略部

## 目次

1	はじめに	4
2	資材調達の基本指針	5
	1. パートナーシップ	
	2. オープンドア	
	3. 公平な取引関係の維持	
	4. VE 調達の実践	
	5. お取引先様の選定	
	6. 情報の提供、秘密の保持	
	7. CSR(企業の社会的責任)	
3	資材調達取引行動指針	6
4	マクセルグループ CSR 活動取り組み方針	7
	1. 企業活動としての社会的責任の自覚	
	2. 事業活動を通じた社会への貢献	
	3. 情報開示とコミュニケーション	
	4. 企業倫理と人権の尊重	
	5. 環境保全活動の推進	
	6. 社会貢献活動の推進	
	7. 働きやすい職場作り	
	8. ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化	
5	CSR マネジメント	8
6	マクセルグループ企業行動基準	8
7	マクセルグループの紛争鉱物調達方針	8
8	サプライチェーン全体での環境配慮	9
9	マクセルグループ環境保護行動指針	9
10	環境配慮に対するお取引先様へのお願い	10
	1. マクセルグループのグリーン調達へのご理解とお願い	
	(1) サプライヤー皆様の環境保全活動に関する項目	

- (2) 納入品の環境負荷低減に関する項目
- (3) 納入品に含有される化学物質の情報管理に関する項目
- 2. 納入品に含有される化学物質の管理について
  - (1) マクセルグループ自主管理化学物質
  - (2) 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について
  - (3) 化学物質含有情報の管理の考え方(禁止と管理)
  - (4) 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合
- 3. グリーン調達への調査協力へのお願い
  - (1) 調査の要領
  - (2) 調査頻度
  - (3) 調査の内容

## 11 サプライチェーンCSR 項目解説

- 1. 人権・労働 . . . . . 16
  - (1) 強制的な労働の禁止
  - (2) 非人道的な扱いの禁止
  - (3) 児童労働の禁止
  - (4) 差別の禁止
  - (5) 適切な賃金
  - (6) 労働時間
  - (7) 従業員の団結権
- 2. 安全衛生 . . . . . 18
  - (1) 機械装置の安全対策
  - (2) 職場の安全
  - (3) 職場の衛生
  - (4) 労働災害・労働疾病
  - (5) 緊急時の対応
  - (6) 身体的負荷のかかる作業への配慮
  - (7) 施設の安全衛生
  - (8) 従業員の健康管理
- 3. 環境 . . . . . 20
  - (1) 製品に含有する化学物質の管理
  - (2) 製造工程で用いる化学物質の管理
  - (3) 環境マネジメントシステム

- (4) 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)
  - (5) 環境許可証／行政認可
  - (6) 資源・エネルギーの有効活用(3R)
  - (7) 温室効果ガスの排出量削減
  - (8) 廃棄物削減
  - (9) 環境保全への取組み状況の開示
4. 公正取引・倫理 . . . . . 22
- (1) 汚職・賄賂などの禁止
  - (2) 優越的地位の濫用の禁止
  - (3) 不適切な利益供与および受領の禁止
  - (4) 競争制限的行為の禁止
  - (5) 正確な製品・サービス情報の提供
  - (6) 知的財産の尊重
  - (7) 適切な輸出管理
  - (8) 情報公開
  - (9) 不正行為の予防・早期発見
5. 品質・安全性 . . . . . 25
- (1) 製品安全性の確保
  - (2) 品質マネジメントシステム
6. 情報セキュリティ . . . . . 26
- (1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御
  - (2) 個人情報の漏洩防止
  - (3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止
7. 社会貢献 . . . . . 27
- (1) 社会・地域への貢献

# 1 はじめに

マクセルグループでは、CSR活動を体系的かつ継続的に行うため、1983年、当社グループの果たすべき使命と役割を示した「マクセルグループ企業行動基準」を定め、具体的な行動を行動指針として明確にしました。

企業が社会の一員であることを深く意識し、公正かつ透明な企業活動に徹するとともに、環境との調和、積極的な社会貢献活動を通じ、良識ある市民として真に豊かな社会の実現に尽力することとしています。

この考え方のもと 2005 年 4 月には「マクセルグループ CSR 活動取り組み方針」を新たに策定し、マクセルグループ全役員及び全従業員は、企業の社会的責任(CSR)が企業活動そのものであることを自覚し、社会及び事業の持続的発展を図るべく行動しています。

弊社の CSR 活動推進のためには、事業活動を共同で行って頂いているお取引先様とも「社会的責任」の意識を共有していただくことが必要であり、ともに取り組んで頂く事がサプライチェーン全体の相互繁栄を実現することに繋がるものと考えます。

このたび、お取引先様との相互理解をより深め、貴社の CSR 活動の参考となるべく、「マクセルグループサプライチェーン CSR 調達ガイドライン」を作成しました。ご理解、ご賛同いただくとともに、ともに社会的責任を果たしていただくことをお願いいたします。

2018 年 12 月  
マクセルホールディングス株式会社  
調達 SCM 戦略部

## 2 資材調達の基本指針

### 2.1 パートナーシップ

全てのお取引先様とのより良いパートナーシップをもとに相互理解を深め、信頼関係を大切にしていきます。

### 2.2 オープンドア

国内・国外を問わず、自由な競争の原則に立った最善の取引を行います。

### 2.3 公平な取引関係の維持

全てのお取引先様と常に公平で、公正な取引を行います。

### 2.4 VE 調達の実践

お取引先様との共同レス・エンジニアリング※(お取引先様との協業による Win-Win 活動)を実践していきます。

※「無くす」「減らす」「替える」等『 Less 化 』をキーワードにした、製品開発や設計・プロセスの改革を図る VE 手法

### 2.5 お取引先様の選定

お取引先様の選定は、資材の品質・価格・納期、経営の信頼性や技術開発力、環境についての十分な評価に加え、お取引先様が社会的責任を果たされているかについても評価し、適正な手続きによって行います。

### 2.6 情報の提供、秘密の保持

お取引先様のご希望については、誠実に対応し、取引に必要な情報をお知らせいたします。同時に、お取引先様からの有用な情報も求めています。

また、ご提供いただいた営業秘密は、厳格に管理し、機密の保持に努めます。

### 2.7 CSR(企業の社会的責任)

当社の「CSR 活動取り組み方針」に基づき購買活動を行います。

### 3 資材調達取引行動指針

- 3.1 本指針は業務運営に必要な材料・製品・サービス・情報を外部から調達するにあたり調達部門および関連部門が遵守すべき行動の基準を示すものであります。
- 3.2 お取引先様と良きパートナーシップを築き、長期的観点より相互理解と信頼関係の維持向上に努めます。
  - (1) すべてのお取引先様に公平に対応し、特定のお取引先様を有利に、あるいは不利に扱ってはならない。
  - (2) お取引先様との公正な取引関係を尊重し、正常な商慣習に照らして不当な行為によりお取引先様に不利益を課してはならない。
  - (3) 購買取引において知り得たお取引先様の営業秘密は厳格に管理し機密の保持に努めます。
- 3.3 広く世界に目を向け、最適なお取引先様を開拓し、競争の維持に努めます。特に以下の事項に留意いたします。
  - (1) 新規に取引を希望する企業等の申入れに対しては誠実に対応し進んで取引品目等に関する情報を開示します。
  - (2) 継続する購買取引においては、お取引先様の適格性を定期的に見直した上で、他のお取引先様より有利な取引の可能性について検討します。
- 3.4 お取引先様の選定は、資材の品質・信頼性・納期・価格、およびお取引先様の経営の安定性・技術開発力等に加え、公正で透明性の高い情報開示、法令および社会的規範の遵守、人権の尊重、雇用と職業に関する不当な差別の撤廃、児童労働および強制労働の排除、環境保全活動、社会貢献活動、働き易い職場作り、ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有等の社会的責任を果たしているかを十分に評価した上で、以下に定める事項を遵守し、所定の手続きを適正に行ないます。
  - (1) 明らかに購入する意思のない見積り要請は行なわない。
  - (2) 社内手続きにおいて、購入仕様、契約条件、および受領(検査)を決定する権限と責任は、それぞれ要求元部門・調達部門・検査部門に属する。
  - (3) お取引先様との契約は、調達部門が当社を代表して行なう。
- 3.5 購買取引に関して、お取引先様から個人的給付を受けてはならない。

## 4 マクセルグループ CSR 活動取り組み方針

### 4.1 企業活動としての社会的責任の自覚

マクセルグループ全役員および全従業員は、企業の社会的責任(CSR)が企業活動そのものであることを自覚し、社会および事業の持続的発展を図るべく、本取り組み方針に基づいて、社会的責任を果たしていきます。

### 4.2 事業活動を通じた社会への貢献

優れた研究・技術開発を基盤とした事業活動によって、安全かつ良質な製品・サービスをお客様に提供するとともに、豊かで活力ある会社の構築に貢献します。

### 4.3 情報開示とコミュニケーション

マクセルグループを取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーションを通じてステークホルダーへの責任ある対応を行います。

### 4.4 企業倫理と人権の尊重

文化や道徳観、倫理や法体系等が多様であるグローバルな事業環境において、公正で誠実な事業活動を行うとともに、人権の尊重および高い企業倫理に基づいた行動を取ります。

### 4.5 環境保全活動の推進

環境と調和した持続可能な社会の実現に向けて、環境に与える負荷を低減し、限りある資源の有効活用を行います。

### 4.6 社会貢献活動の推進

良き企業市民として、より良い社会を実現するため、社会貢献活動を積極的に推進いたします。

### 4.7 働きやすい職場作り

全ての従業員にとって、働きやすい、やりがいのある職場作りに努めるとともに、仕事を通じた自己実現や自己成長を図ることのできる意欲ある従業員を積極的に支援します。

### 4.8 ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化

全てのお取引先様に協力を求めて、社会的責任意識を共有し、公正かつ健全な事業活動の推進に努めます。



## 5 CSR マネジメント

マクセルグループの CSR 活動は、「倫理順守・リスク管理」「品質管理」「顧客満足(CS)の向上」「環境配慮」「安全衛生」「職場環境の向上」に大きく区分することができます。2005年度に定めた「マクセルグループ CSR 活動取り組み方針」に従って活動の分野ごとに体制整備や制度化を進め、すべての従業員が日々の業務の中で積極的に CSR 活動を推進するよう努めています。

## 6 マクセルグループ企業行動基準

**基本理念 「和協一致、仕事に魂を打ち込み、社会に奉仕したい」**

この創業精神に基づき、マクセルグループは、優れた自主技術、製品の開発を通じ、社会に貢献するとともに、さまざまなステークホルダーの皆様と良好な関係を築き上げるための取り組みを進めていきます。

## 7 マクセルグループの紛争鉱物調達方針

コンゴ民主共和国(Democratic Republic of the Congo)およびその周辺国には、多くの種類の鉱物資源が埋蔵されています。プリント基板に固定するはんだなどに含まれるスズ、コンデンサなどに含まれるタンタル、超硬材料などに含まれるタングステン、電子部品のリードフレームなどに使われる金などがあります。現地の住民は鉱物を採掘、仲買人、トレーダーはその鉱物を海外に輸出することによって貴重な外貨を得るわけですが、その外貨の一部を同地域で紛争や人権を侵害する行いを繰り返している武装集団が強制的に徴収して武器を購入するなどの活動資金に当てていることが大きな問題になっています。このため、上記の4鉱物(タンタル、スズ、タングステン、金)は、「紛争鉱物」と呼ばれています。

マクセルグループは、紛争鉱物を含んだ部材を調達することによって、同地域の武装集団の活動を助長することが無いように責任ある調達活動に取り組んでいくことを方針として掲げています。また、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス」(邦題仮訳※)に沿って調査を実行、継続していきます。

## 参考文献

※ OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas

外務省:OECD 紛争鉱物ガイダンス関連資料

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

## 8 サプライチェーン全体での環境配慮

マクセルグループは、製品のライフサイクル全体を通して環境負荷の低減に努めています。サプライチェーンの上流では、化学物質のデータベースシステムなどを利用してグリーン調達を推進しています。

製品設計・製造段階では「環境配慮設計アセスメント」を実施し、上流から下流を通じて化学物質の管理を徹底しています。また下流では、モーダルシフトを推進して製品のグリーン配送の拡大を図っています。

## 9 マクセルグループ環境保護行動指針

- 9.1 地球環境保全は人類共通の重要課題であり、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たします。
- 9.2 地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術および製品を開発することにより社会に貢献するよう努めます。
- 9.3 環境保全を担当する役員は、環境保全活動を適切に推進する責任を持ちます。環境保全を担当する部署は、環境関連規定の整備、環境負荷削減目標の設定などにより環境保全活動の推進・徹底を図るとともに、環境保全活動が適切に行われていることを確認し、その維持向上に努めます。
- 9.4 製品の研究開発・設計の段階から生産、流通、販売、使用、廃棄などの各段階における、環境負荷の把握と低減をめざしたグローバルなモノづくりを推進します。
- 9.5 モノづくりによって生じる環境への影響を調査・検討し、環境負荷を低減するために省エネルギー、省資源、リサイクル、化学物質管理、生態系への配慮等、環境保全性に優れた技術、資材の導入を図ります。

- 9.6 国際的環境規制並びに国、地方自治体などの環境規制を遵守するにとどまらず、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努めます。
- 9.7 グローバルなモノづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努めます。
- 9.8 社員の環境に関する法律遵守、環境への意識向上、広く社会に目を向け、幅広い観点からの環境保全活動について教育し、活動いたします。
- 9.9 環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講じます。
- 9.10 環境保全活動についてステークホルダーへの情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努めます。

## 10 環境配慮に対するお取引様へのお願い

- 10.1 マクセルグループは、お取引様に、マクセルグループのグリーン調達へのご理解、ご賛同を頂き、以下の二つの面でのご協力をお願いいたします。
- ・お取引先様が積極的に環境保全活動に取り組んで頂くこと
  - ・マクセルグループへ納入頂く製品(納入品)の環境負荷低減が配慮されていること
- その内容は以下の通りです。
- (1) お取引先様の環境保全活動に関する項目
- ① 環境経営体制(EMS)の実行計画を立案し、実行・運営をお願いいたします。
  - ② マクセルグループがグリーン調達に関して監査を実施する場合には、10.3(3)
    - ①(c)環境保全活動に関する項目(20項目)を満たすよう取り組みをお願いいたします。
  - ③ 納入品の含有化学物質を適切に管理する仕組の構築をお願いいたします。
  - ④ ISO14001、EMASなどの国際的な環境認証や、KES、エコステージ、エコアクション21の日本国内の各環境認証を取得することは、EMSを効率よく運営する上で有効な手段と考えます。従って、これらの環境認証を積極的に取得し維持されることを推奨いたします。
- (2) 納入品の環境負荷低減に関する項目
- 納入品の環境負荷低減については、下記10.3②以降の取り組みをお願いいたします。

EMS : Environmental Management System 環境経営システム。  
環境保全を体系的に配慮し事業を推進すること

ISO14001 : ISO審査登録機関(国際標準化機構)で構成する国際的に認められた環境認証制度

EMAS : Eco-Management Audit Scheme  
1995年4月に発効したEC(当時)の環境管理体制

KES : 特定非営利活動法人KES環境機構が推進する国内で最も普及している中小企業向け環境認証制度

エコステージ : 有限責任中間法人エコステージ協会が推進する中小企業向け環境認証制度

エコアクション21 : 財団法人地球環境戦略研究機関・持続性センターが推進する中小企業向け環境認証制度

### (3) 納入品に含有される化学物質の情報管理に関する項目

納入品に含有される化学物質に関しては、サプライチェーンでの情報開示等の義務に活用するため、下記10. 2に従い化学物質の管理及び含有情報の報告をお願いします。

## 10. 2 納入品に含有される化学物質の管理について

### (1) マクセルグループ自主管理化学物質

マクセルグループでは、「マクセルグループ自主管理化学物質」の考え方に従い、下記の通り「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

#### ■「マクセルグループ自主管理化学物質」の考え方

>化学物質管理基準書はこちら

[http://www.maxell.co.jp/csr/chemical\\_control/](http://www.maxell.co.jp/csr/chemical_control/)

区 分	管 理 対 象 物 質
レベル1 禁止物質群	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品(包装材を含む)への使用が原則的に禁止されている物質で、マクセルグループへの納入品に使用される可能性がある化学物質。法規制で適用除外されている場合は法を遵守する。ただし、顧客要求が法規制より厳しい場合は、顧客要求を遵守する。「レベル1物質群リスト」による。
レベル2 管理物質群	国内外の法規制他で、使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。「レベル2物質群リスト」による。

ただし、業界動向等の事情から、マクセルグループの事業部門により管理内容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合がありますので、納入先のお願い事項にご留意頂くと共に適宜ご確認ください。

また、納入品に最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合があります。併せてご協力をお願いします。

#### (2) 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について

マクセルグループでは、資材取引において締結する基本契約書の中で、サプライヤー皆様に環境に対するご配慮をお願いしております。

製品含有化学物質につきましては、必要に応じ、品質管理の視点から化学物質の不含有を保証していただきます。

取引において、製品への化学物質の不含有が購入仕様条件として提示された際は、「納入調達品の含有化学物質に関する不含有保証書」(不含有保証書)等の文書を、マクセルグループへの納入仕様条件としてご提示願います。

尚、「不含有」とは、「意図的な添加」または「不純物等の非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定の閾値以下であることが合理的な手続きにより明らかになっている場合を指します。

#### (3) 化学物質含有情報の管理の考え方(禁止と管理)

化学物質の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から、合理的な範囲で、お取引先様の最善の手段を採用してください。

レベル1の禁止物質群については、国内外の法規制等により使用が、原則的に禁止されておりますので、「不含有」を遵法の視点から保証していただく必要があります。

レベル2の管理物質群については、製品への当該化学物質の含有の有無にかかわらず、含有情報の適切な管理が必要です。

また、「該当化学物質の含有を示す情報が調査時点で無い」ことも伝達すべき情報となりますのでご留意願います。

#### (4) 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した際には、変更内容と影響範囲について、その都度、速やかにご連絡ください。

また、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様に您对応を宜しく願います。

### 10.3 グリーン調達の調査協力へのお願い

マクセルグループは、お取引先様のご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。

サプライチェーン上流のお取引先様の状況について、調査にご協力くださいますよう

宜しく願いいたします。

### (1) 調査の要領

調査は下記三点のカテゴリーに分けて行います。

- ① お取引先様の環境保全活動の状況
- ② 納入品の環境負荷低減の状況
- ③ 納入品の含有化学物質に関する情報

### (2) 調査頻度

- ① お取引先様の環境保全活動状況
- ② マクセルグループへ納入される製品の環境負荷低減状況については、定期的(1回/年)に見直しをお願いいたします。
- ③ 製品に含有する化学物質の情報については、必要に応じて調査依頼します。

### (3) 調査の内容

#### ① サプライヤー皆様の環境保全活動の状況

お取引先様ごと(事業所単位になることがあります)に以下の調査を実施します。

#### (a) 環境認証に関する項目

##### ■ ISO14001またはマクセルグループの認める外部認証取得など

- 1) ISO14001認証を取得済
- 2) その他 EMS認証取得済
- 3) ISO14001などの外部認証取得推進中又は取得計画が確定している

#### (b) 「グリーン調達」への取り組みに関する項目

##### ■ グリーン調達の実施計画状況

- 1) グリーン調達を実施している
- 2) グリーン調達の計画がある

#### (c) 環境保全活動に関する項目(20項目)

##### ■ 企業理念・方針

- 1) 環境保全に関する企業理念がある
- 2) 環境方針を定め、地球温暖化の防止・資源の循環的な利用・生態系の保全に関する継続的な向上を誓約している
- 3) 環境方針で法規制の遵守を誓約している
- 4) 環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる

##### ■ 計画・組織

- 5) 環境保全に対する目的、目標がある
- 6) 目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている
- 7) 目的、目標を達成するための実行計画がある

##### ■ 環境評価・システム

- 製造工程において以下の項目を管理・評価し改善に努力している
- 8) 水質汚濁の削減

- 9)大気汚染の削減
- 10)騒音・振動の低減
- 11)廃棄物処理の適正処理及び排出量の削減
- 12)エネルギー使用量の削減(電気、ガス、燃料など)
- 13)原材料の調達を含めた生態系への負荷軽減
- 14)有害性のある化学物質の使用及び排出の削減
- 15)製品アセスメントの仕組みがある
- 16)緊急時に対する仕組みがある
- 17)環境内部監査の仕組みがある

■教育訓練、情報提供

- 18)環境関連の教育を実施している
- 19)著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、作業リストを作成している。
- 20)環境保全に関する情報を提供している

(d)製造過程に関する情報

■製造過程でのオゾン層破壊物質使用の有無

- 1)製品製造工程にて使用している
- 2)製品製造工程にて使用していない
- 3)調査中

②納入品の環境負荷低減の状況

(a)納入品の環境負荷低減に関する項目(12項目)

マクセルグループへの納入品について以下の項目に従ってお取り組みいただきますようお願いいたします。

お取引先様が調達される原材料や部品においても同様のご配慮を賜りたく宜しくお願ひ申し上げます。

■省資源

- 1)製品の減量化、小型化に配慮している
- 2)再生部品または再生資源を利用している(再生材含有率)
- 3)長寿命化に配慮している
- 4)水利用の適正化に努めている

■省エネ

- 5)待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している(エネルギー低減率)

■リサイクル

- 6)製品を回収、リサイクルしている(リサイクル率)
- 7)材料の統一、標準化をしている
- 8)分解、分別の容易性に配慮している

■梱包材

9) 梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している

■情報提供

10) 製品に関する環境情報を提供している

■生態系の保全

11) 生態系への負荷軽減に努めている

12) 化学物質の使用の適正化に努めている



## 11 サプライチェーンCSR 項目解説

### 11.1 人権・労働

#### (1) 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせる  
ない

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことである。

強制的(あるいは強制的な労働)とは、例えば、次のようなものを指す。

本人の意思に反して就労させる強制労働、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隷労働。また囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働。

自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種である。

#### (2) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)、パワーハラスメント(暴言による嫌がらせや威圧的行為)などを指す。

#### (3) 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない

児童労働とは、一般論としてILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。

例えば、日本国内においては、15歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたる。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられる。海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務違反は児童労働にあたる。

また、法令の定めのない国では、ILOの最低年齢条約・勧告に反する行為は児童労働にあたる。(最低就業年齢の原則は15歳:ILO条約第138号)

#### (4) 差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める

差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいう。

差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的志向、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがある。また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされる。

#### (5) 適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金をいう。本項目では、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当の支払も含む。

不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指す。

#### (6) 労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する

適切な管理とは、次のような行為を指す。

- ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ・超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間(緊急時、非常時を除く)が法定限度を超えないこと
- ・1週間に最低1日の休日を与えること
- ・法令に定められた年次有給休暇の権利を与えること。

#### (7) 従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する

従業員の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指す。

## 11.2 安全衛生

### (1) 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理をさし、例えば次のようなものをいう。

フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロックなどと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施

### (2) 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物などの、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指す。適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断(ロックアウト)、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置(タグアウト)、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられる。

### (3) 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また適切な対策を講じる

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などや、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質(鉛、アスベストなど)などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして本項の要素である。

適切な対策とは、例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供などのことを指す。

#### (4) 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる

適切な対策とは、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進などを可能にする制度や施策のことを指す。(労災保険への加入なども含む)また、法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行うことも含まれる。

#### (5) 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備などを指す。

職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育(避難訓練を含む)を実施することや、緊急時の対応手順書などを職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられる。

#### (6) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定の上災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業などの重労働のほかにも、組み立てやデータ入力などの長時間にわたる反復作業や連続作業などが含まれる。適切な管理とは、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力などが挙げられる。

#### (7) 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保する

従業員の生活のために提供される施設とは、職場で従業員に提供される施設(トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂など)、職場外で従業員に提供される施設(寮など)のことを指す。安全衛生の確保の例として、清潔・衛生が保たれるとともに、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急避難路(出口)、個人所持品の安全な保管などの対策が挙げられる。

## (8) 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指す。あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要がある。

## 11.3 環境

### (1) 製品に含有する化学物質の管理

すべての製品に対して、法令等で指定された化学物質を管理する

製品に対する化学物質の管理とは、法令等で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや必要とされる試験評価を行うこと等をいう。

### (2) 製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告などを行い、当該物質の排出量の削減に努めることをいう。

### (3) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し、また運用する

環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。

代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 などが挙げられ、第三者認証を受けることができる。

#### (4) 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことである。公害の発生を予防することはもとより、さらなる改善のための活動として、例えば、排水・汚泥・排気などの監視方法、制御方法、処置方法の改善や、それらの流出量の削減などが挙げられる。

#### (5) 環境許可証／行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する

日本国内の場合、法令等で定められた、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃掃法／特別管理産業廃棄物管理責任者、省エネ法／一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等／化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者などが挙げられる。

また事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務がある。

事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合がある。

#### (6) 資源・エネルギーの有効活用(3R)

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいう。そのための手段として製品への材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用を促進すること等がある。

省エネルギーとは、熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることをいう。エネルギーの節約をすることで石油、天然ガス、石炭、コークスなどの燃料資源を有効に利用することができる。

3Rとは Reduce(削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源)を指す。

#### (7) 温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

温室効果ガスには様々なものがあるが、特に京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6の6種類の物質群を指す。

継続的削減活動として、これら6種類の温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

#### (8) 廃棄物削減

最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

最終廃棄物とは、埋め立て、または焼却が必要な廃棄物を指す。

継続的削減活動として、最終廃棄物に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

#### (9) 環境保全への取組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じ開示する

環境活動の成果とは、環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等を指し、事業所が引き起こした環境に有害な結果も含まれる。

成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録をとる。

開示の方法として、環境報告書の公開および利害関係者への必要に応じた報告等がある。

### 11.4 公正取引・倫理

#### (1) 汚職・賄賂などの禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わない

贈賄とは、公務員およびそれに準じる者(以下公務員等という)に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいう。

また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含む。

違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいう。

## (2) 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。

調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行わない。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。(例えば日本における下請法など)

## (3) 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない

不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいう

法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、賄賂性のある行為。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力(犯罪組織やテロ組織など)に不適切な利益を供与する行為。

顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行なうインサイダー取引。

## (4) 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと(入札談合)などをいう。また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うなどは、不正競争行為である。

## (5) 正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する

正確な情報とは、例えば次のようなことをいう。

- ・ 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
- ・ 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること。
- ・ 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと。



## (6) 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しない

知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいう。製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、第三者の知的財産の事前調査を十分行う。正当な理由のある場合を除き、第三者の知的財産の無断利用は知的財産権の侵害にあたる。

また、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたる。

第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたる。

## (7) 適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う

法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等(ワッセナー・アレンジメント等)に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等である。なお、輸出に関しては監督官庁等の許可取得等の手続きが必要な場合がある。

## (8) 情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う

ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚)等を指す。

なお、重大なリスク情報については都度公開するとともに顧客に発信することも積極的な情報提供の一例である。

## (9) 不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える

不正行為を予防するための活動とは、従業員への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を作ることである。

不正行為の早期発見対応のための制度とは、例えば次のようなものをいう。

社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める。また、通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める。不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックする。

## 11.5 品質・安全性

### (1) 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足する

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。また、製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する。

製品安全性に関わる法令等として、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられる。安全基準は法令の細則等やJIS等で定められている。また、海外の安全規格としてUL、BSI、CSA等がある。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ(材料・部品・工程などの履歴)などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。

### (2) 品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し、また運用する

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆるPDCAサイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。

代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000ファミリー、ISO/TS16949、ISO13485などがある。

## 11.6 情報セキュリティ

### (1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する

コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェアなどを指す。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出するおそれがあり、また他社のコンピュータを攻撃するなどにより、業務停滞や信用失墜などの重大な損失を招くことがある。

従って、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための対策を講じることが重要である。

### (2) 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

### (3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等(電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む)により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指す。

適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

## 11.7 社会貢献

### (1) 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う
-----------------------------

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動とは、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動をいい、一般的には次のような取組みをいう。

- ・ 本来の業務や技術などを活用した社会貢献
- ・ 施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- ・ 金銭的寄付による社会貢献

具体的には、災害時における地域との連携、従業員ボランティア、NPO/NGO などの活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介などの例を挙げることができる。各企業が実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組む。

以 上